

九州地方整備局 ICTアドバイザー

【実施要領】

1. 目的

本制度は、九州地方における ICT 施工の人材育成と普及促進を目的として、自主的な技術修得や能力向上への取り組みが可能となるように、ICT 施工関係経験者を「ICTアドバイザー」として登録し、施工者や発注者が持つ疑問点や課題などについて、経験者からアドバイス等の支援を受けられる体制を構築するものである。

2. ICTアドバイザーの活動内容

ICTアドバイザーは、ICT 施工等に関する支援を必要とする者（以下「依頼者」という。）の依頼により、以下の区分について助言、技術的指導を行う。

① 『3次元計測関係』

UAV やレーザースキャナー等「3次元計測技術を用いた出来形管理要領」に記載されている計測機材を用いた3次元測量に関わる助言、技術的指導。

② 『3次元設計データ作成関係』

3次元設計データ作成に関わる助言、技術的指導。

③ 『ICT 建設機械による施工関係』

ICT 建設機械を用いた施工に関する助言、技術的指導。

④ 『3次元施工管理関係』

UAV やレーザースキャナー等「3次元計測技術を用いた出来形管理要領」に記載されている計測機材を用いた出来形・品質等の管理に関する助言、技術的指導。

⑤ 『総合マネジメント』

施工計画などの総合的な助言、技術的指導。

⑥ 『ICT 施工の研修・講習会』

九州地方整備局及び地方自治体や特殊法人等が実施する研修・講習会等に対する協力。

3. ICTアドバイザーの登録

(1) 登録区分

ICTアドバイザーの登録区分は、以下に示すとおりとする。

I …… 3次元計測関係

II …… 3次元設計データ作成関係

III …… ICT 建設機械による施工関係

IV …… 3次元施工管理関係

V …… 総合マネジメント

VI …… ICT 施工の研修・講習会

(2) ホームページへの掲載

「ICTアドバイザー登録要領」に基づき登録を受けた者は、ICTアドバイザーとして、「ICTアドバイザー登録名簿」(別紙-1)にとりまとめ、九州地方整備局ホームページに掲載する。

(3) 登録期間

登録通知の日から登録解除の申し出があった日までとする。

(4) 登録の変更及び抹消

ICTアドバイザーは、連絡先等登録事項に変更が生じた場合、及び退会する場合は、速やかに報告しなければならない。

登録を受けたICTアドバイザー登録申請時の提出書類に虚偽の記載を行った事が判明したとき、ICTに関する助言、技術的指導が実施できないと認めるとき、その他必要と認めるときは、その登録を抹消する場合がある。

4. 技術支援の実施

依頼から実施までのフローは「依頼から実施までのフロー」(別紙-2)のとおり。

(1) 依頼方法

依頼者は、九州地方整備局が公表している「ICTアドバイザー登録名簿」に記載されている内容を参照し、条件に合うICTアドバイザーに対し、依頼を行うものとする。

依頼者は、依頼内容を明確に伝え技術支援の可否を確認するものとする。

(2) 活動報告

ICTアドバイザーは、依頼内容を確認の上技術支援の可否を判断するものとし、技術支援を実施する場合には、ICTアドバイザー活動報告書(様式-1)に記入の上、以下の時点において報告するものとする。

- ・技術支援開始(承諾)時 : 項目1~6を記入し提出
- ・技術支援終了時 : 項目7を記入し提出(必要に応じて1~6を修正)

なお、当該報告書については、技術支援終了時の提出後、活動実績として九州地方整備局ホームページへ掲載を行う予定であるが、掲載を希望しない場合には提出様式にその旨記載すること。

報告先：九州地方整備局企画部施工企画課

メールアドレス qsr-sekoukikaku@ki.mlit.go.jp

(3) 費用負担

技術支援に対する費用は原則無償とする。

旅費交通費等の必要経費や、研修・講習会等の実施に伴い必要となる機材等の経費については、ICTアドバイザーと依頼者で協議し決定するものとする。

(4) 依頼者の責務

ICTアドバイザーの支援に基づき実施した事項に対する責任は、依頼者が負うものとする。

5. その他

(1) 遵守事項

- ① ICTアドバイザーは、ICT技術の先駆者として、自らが積極的に率先して日々自己研鑽に励むとともに、九州地方における **i-Construction** の推進に尽力すること。
- ② ICTアドバイザーの名称はICTアドバイザーとしての活動に限定し、ICTアドバイザーの信用を失墜させるような行為を行わないこと。
- ③ ICTアドバイザーは、助言、技術的指導において知り得た情報は適切に管理すること。また、担当窓口への報告を除き、助言、技術的指導において知り得た情報を依頼者の同意なく利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

附則) 本要領は、令和3年10月29日から施工する。